

11月

KOHO OWANI

平成 23 年 第 598 号

おおわに 広報大鰐

HEALTHY・COLORFUL・BRIGHT TOWN

健やか・彩り・輝きのまち

大鰐町ホームページアドレス <http://www.town.owani.lg.jp>

青森県
大鰐町
広報誌



大鰐町総合防災訓練(9月25日・スキー場プラザ)

「備えて」

春の大震災
9月の大型台風と
防災に対する
意識が否応なしにも
高まり
訓練も身が引き締まる



大鰐町総合防災訓練(9月25日・スキー場プラザ)

Topics

話題

大鰐町総合防災訓練を実施

大鰐町総合防災訓練が9月25日、大鰐温泉スキー場プラザを主会場に大鰐町消防団、弘前地区消防事務組合、黒石警察署など関係団体、総勢約550名が参加して行なわれました。

この訓練は地域防災計画に基づき、防災関係機関、団体と地域住民の参加のもとに各種訓練を実施し、災害の予防・応急対策等の防災活動が迅速且つ総合的に実施できるように訓練し、防災体制の強化と地域住民の防災意識の高揚を図ることを目的に実施されています。



今回、中津軽地域において大雨により河川が増水し、水害や土砂災害の恐れがあり、加え

て同内陸部を震源とするマグニチュード8の地震が発生し、大鰐町は、震度6強を記録してライフラインの被害、火災の発生など多岐にわたる被災を想定した訓練が行なわれました。

各訓練は的確、迅速に進められ、山田町長が、3月の大震災、9月の台風による集中豪雨など日本各地で甚大な災害が発生した。今年も黒石警察署など数多くの関係団体の協力参加を得て、対策本部からの指示命令訓練なども系統的に行なわれ、より実践的なものでした。今後互いに連携を密にし、防災意識をより一層高めてほしいと講評し、訓練を終えました。



百歳を祝して

国では毎年、「老人の日」記念行事として百歳の長寿者に祝状や記念品を贈り顕彰しています。

今年当町では、木村チャヤさん（宿川原）、齊藤ミワさん（宿川原）の2名がめでたく百歳を迎えられ、顕彰状などの伝達が9月26日に行なわれました。

其々ご自宅で家族の見守るなか、山田町長から顕彰状や花束などが贈られました。

元気の秘訣を尋ねられると、木村さんは「野菜作りを楽しんでいたことですかね」、また、齊藤さんは「なんでも食べること。果物が好きです」と、話っていました。



木村さん(左)・齊藤さん(右)に百歳を祝して花束などが贈られた

T o w n 町の

第11回「ちどりあし祭」開催

大鰐温泉商店会主催の「ちどりあし祭」が9月22日、参加者約340名、チケット発行数を集めて行なわれました。

この催しは、飲食店街の活性化にと企画されてから今年で11回目を数えます。

参加者は、スタンプカード形式のルートカードを片手に、ほろ酔い気分で抽選会場に戻り、くじを引いては一喜一憂していました。



見事1等賞を引き当てた原子さん

今年の1等賞「液晶テレビ32型」は、原子文磨さん(長峰)が見事引き当て、職場の仲間と参加した。うーん、何か持っていました。

いるなー!とは思っていましたが、これのようでした」と大喜びで語っていました。

功労者表彰を受ける

菊池正八氏が7月16日、日本体育協会日本オリンピック委員会創立100周年にあたり、同実行委員会、体育協会、日本オリンピック協会から、永年にわたるスポーツ組織の充実発展に尽力するとともに、スポーツ振興に貢献した功績により表彰状が贈られました。

菊池氏は、周囲の皆さまのおかげです。生涯スポーツを楽しみたいと、今はグラウンドゴルフを楽しんでいます」と、目を輝かせながら元気に語っていました。



第32回大鰐町硬式テニス大会

大鰐町体育協会、大鰐町硬式テニス協会(会長石郷祐一)主催の、第32回大鰐町硬式テニス大会が9月25日、あじやらテニスコートで開催されました。

ミックスダブルスの32チームが優勝を目指して熱戦を繰り広げました。

大会成績結果は次のとおりです。

ミックスダブルス

優勝：榎引祐介(五所川原市)・長内恵利花(五所川原市)
第2位：柿崎祥(青森市)・柿崎みき(青森市) 第3位：竹谷文孝(五所川原市)・藤崎美佳子(五所川原市)



優勝の榎引・長内ペア

職場体験学習

蔵館小学校校長(藤祥子)の6年生が9月14日、町内の事業所での職場体験学習を行いました。

この日、鰐COOP代表理事(木橋孝男)には中村利樹くんが訪れ、従業員による朝のミーティングに参加して、いつも利用している施設ですが、今日は職場の大変さを体験したいと思います」と、挨拶。

さっそく、従業員の方々と一緒に接客の挨拶練習を行ない、お土産コーナーでは少し緊張した面持ちで、来客者を出迎えていました。

終了後、感想を尋ねられると「とてもいそがしかったが、町が元気になってくれることですので…。施設の機器なども見てください」と、語っていました。



平成23年度全国統一防火標語

消したはず 決めつけしないで もう一度



11月9日は「119番の日」です。

昭和62年から、全国一斉に毎年11月9日が、「119番の日」として制定されました。

この機会に地域住民の皆さんに、消防の仕事や119番通報についての正しい知識と理解を深めていただき、防災意識の高揚を図っています。

火災や急病ケガや交通事故等、目の前で災害が突然発生した場合、だれでも気が動転し興奮した状態になりがちです。一刻を争うときでも、あわてず・落ち着いて「正確に」119番通報できるように、町会や自治会、またはお勤めの事業所等で実施する防災訓練時に、通報訓練を積極的に行い、正しい通報要領を身に付けましょう。

平成22年中の119番受付件数

平成22年中に弘前地区消防事務組合管内・弘前市・大鰐町・藤崎町・西目屋村・平川市の碓ヶ関地域(で)受付した119番件数は、10,797件で、一日に平均すると約30件、約48分に1件の割合で受付した事になります。

119番通報のシステム

弘前地区消防事務組合管内から加入(一般、IP)電話や携帯、公衆電話等で通報すると、弘前市本町にある弘前消防本部4階の通信指令室に繋がります。そこから災害現場に最も近い消防署に出動指令が出されます。

注意！ 携帯電話からの通報は、電波の状態によっては近隣の消防本部へ通報される場合があるので、市町村名から住所を話して下さい。

管轄が違つ場合は、災害現場の管轄消防本部へ転送されます。

IP電話からの通報
インターネットの普及に伴い、家庭でのIP電話の設置数は年々上昇しています。

当管内でも平成17年に81件であった119番通報が、22年には1,369件と5年で約17倍に増えています。

注意！ IP電話は停電時に緊急通報を含め使用できなくなる場合があります。緊急時は携帯電話または近くの公衆電話等を利用して

下さい。

正しい通報要領

- …通信員
- …通報者

「救急の通報要領」

- …はい、119番です。火事ですか救急ですか？

- …救急です。具合が悪い人がいます。

- …住所を教えてください。

- …弘前市本町2の1。

- …株式会社です。

- …何歳の人かどういふ状態ですか？

- …20歳の方が急に倒れて、現在意識がありません。(見た状態をできるだけ詳しく)

- …このように救急だけでなく、火災や救助も同様に住所を正確に、聞かれたことに対し内容を詳しく教えて頂くことで出動までをスムーズにし、現場へ着く時間を短縮します。

注意！ 消防車または救急車は、住所が分かった時点で出動させています。その後で更に詳しい情報を聴取していただきますので、「早く出せ！」等と興奮して怒鳴ったりせず、情報の収集に協力をお願いします。



【119番は緊急電話です】

119番は緊急通報専用の電話ですので、次のような場合には専用の電話番号がありますのでご利用ください。

火災等住所の問合せ
災害情報テレホンガイド

☎ 33 9119番

当番病院等の案内
医療機関紹介

☎ 32 3999番

消防に関する問合せ
消防本部代表電話

☎ 32 5101番

「お知らせ」
11月9日(水)10時~12時まで、通信指令室見学会を開催します。どなたでも見学できますので、ご希望の方はお問い合わせ下さい。

詳しくは 弘前市大字本町2番地1 弘前消防本部通信指令課 ☎ 32 5101番





「振り込め詐欺」等不審な電話にご注意！おかしいなと思ったら黒石警察署大鰐分庁舎まで

高齢者を交通事故から守ろう
この時期は、日没が早く、夕暮れから夜間にかけて高齢者の交通事故が多発する傾向にあります。

高齢者の交通事故を防止するため、高齢者の方は自らが交通ルールを守り正しい交通マナーを実践するとともに、ドライバーのみなさんも高齢者を交通事故から守るため思いやりを持った運転を心がけましょう。

【青森県内の高齢者が犠牲となった交通死亡事故の状況】

平成23年9月末現在、交通事故で35人が犠牲となっていますが、そのうち17人が高齢者で全体の約50%を占めています。

高齢者の交通事故死者17人のうち、10人が歩行中に交通事故に遭っています。

高齢者のみなさん

・道路を横断するときは、近くに横断歩道がある場合は必ず横断歩道を利用し、左右の安全を確かめてから横断しましょう。信号機のあるところでは必ず信号を守りましょう。

・夜間は運転者から歩行者が見えにくくなり、車のライトが点灯していても必ずしも運転者から歩行者が見えていたとは限りません。夜間に外出するときは、明るい色の服装や反射材が貼付されているものを着用しましょう。

自転車を利用する高齢者のみなさん
・夜間に自転車を利用するときは、確実にライトを点灯しましょう。

・自転車も、一時停止標識のあるところや見通しの悪いところでは、確実に止まって左右の安全を確かめましょう。

・自転車は原則「車道の左側を通行」ですが、70歳以上の高齢者の方は、自転車で歩道を通行することができます。

・歩道は歩行者優先ですので、歩道を通行する際は歩行者の通行を妨げないようにし、妨げるおそれがあるときは一時停止しましょう。

ドライバーのみなさん

・夕暮れ時や夜間は、歩行者や自転車の発見が遅れがちになります。早めにライトを点灯し、自分の存在を示し、歩行者や自転車の姿を見落とさないようにしましょう。

・対向車や先行車がないときはライトを上向きにして走行し、危険を早期に発見し、交通事故を防ぎましょう。

・高齢者を見かけた場合はスピードを落とすなど思いやりのある運転に努めましょう。

降雪期の交通事故をなくそう

昨年、降雪期における交通事故の特徴をみると、凍結路面でのスリップ事故もさることながら、湿った積雪にハンドルを取られる交通事故が増加しております。下記の「冬道の安全走行」を守り、交通事故を防止しましょう。

【冬道の安全走行】

一般的な注意点

・運行前の車両点検は夏場よりも入念に行いましょう。

・交通情報板を確認して道路状況を把握しましょう。

・タイヤチェーン、スコップ、けん引ロープ等を携行しましょう。

・大鰐以南や八戸道は道路の起伏、カーブが多いので規制速度を遵守しましょう。

・夏用タイヤや減った雪道用タイヤではなく、有効な雪道用タイヤを装着しましょう。

・万々に備え、防寒衣、手袋等を携行しましょう。

積雪・凍結道路走行上の注意点

・急加速、急ブレーキ、急ハンドルはしない。

・車間距離は、夏場の2～3倍はとりましょう。

・シャーベット路面でハンドルを取られたら、速度を抑えて安全速度で走行しましょう。

・橋の上や、日陰部分の道路は凍結していることがありますので、速度は控え目にしてスリップに注意しましょう。

除雪作業にご協力を

・冬期間は除雪作業が行われます。

・除雪作業中の速度は、時速50km以下、追越禁止になっています。

・サービスエリア、パーキングエリア、ICなどで後続車を流しますので、ご協力をお願いします。

視界

・降雪、吹雪で視界が悪いときはライトをつけましょう。

・視界が50m以下になると、インターチェンジが閉鎖されることがありますので、交通情報板や、ラジオの交通情報で確認しましょう。

もし「交通事故が発生したら」、「車両が故障したら」

・「停止表示器材」を速やかに表示し、発煙筒により後続車に知らせる。（ただし、走行車線に出ることは危険ですから路肩部分での行動を取って下さい。）

・非常電話で管制センターに連絡し、指示に従う。（「非常電話」はトンネル内で約200m、その他の場所では約1km間隔で設置されています。）

・通報内容は「非常電話の番号」「自分の住所、氏名」「事故、故障の状況」など。

・ガードロープの外側へ避難する。

免許技能試験休止のお知らせ

各期間の積雪や路面凍結などにより、受験者の転倒等による事故やケガ等の危険性が予想されることから、平成23年12月1日から平成24年3月31日まで自動二輪免許、大型特殊免許(農耕車のみ)及びけん引免許(農耕車のみ)の技能試験が休止となります。

詳しく知りたい方は、運転免許センター試験教習所係 ☎017-782-0081 内線332～334にお問い合わせください。

黒石警察署大鰐分庁舎管内交通事故発生状況(平成23年9月末累計)

		大鰐分庁舎管内		大鰐町	
		23年	前年比	23年	前年比
人身事故	発生件数	25	- 1	19	- 2
	死者	1	1	0	0
	傷者	26	- 6	19	- 7
物件事故		123	- 4	88	- 12

「第2回もの忘れフォーラムin大鰐」を開催します

入場無料となっています。どなたでも参加できます。
 日時 平成23年11月20日(日) 14時から16時(開場13時)
 場所 大鰐町地域交流センター「鰐come」 多目的ホール(定員400名)
 テーマ 認知症になっても安心して暮らすために

基調講演(50分)

司会 南黒医師会 理事(おおわに内科クリニック院長) 水尻 栄
 演題 「認知症の人が好む関わりを知り、互いに穏やかな空間をつくりましょう」
 講師 有限会社エーデルワイス 代表取締役 青山由美子



特別講演(60分)

司会 弘前大学大学院医学研究科 脳神経内科学講座 教授 東海林幹夫
 演題 「認知症は怖くない ～知って得する認知症の話～」
 講師 鳥取大学医学部保健学科 生体制御学講座 環境保健学分野 教授 浦上克哉

当日会場では、もの忘れ検診相談システムの紹介と体験コーナーがあります。
 (ご利用時間は、13:00～13:50となります)

詳しくは 町役場保健福祉課地域包括支援係 ☎48 - 2111内線331・332・333

保健福祉課だより

もの忘れ検診と認知症予防教室を実施します

この検診は、脳が健康であるかどうかの手がかりをつかむために、パソコンの質問に答えたり、検査員が簡単な質問をするものです。

この検査の結果、専門医の詳しい検査(有料)が必要になる場合があります。

また、予防教室への参加が必要と思われる方には、あらためて教室のご案内をいたします。

過去に検査を受けたことのある方も、是非お受けください。

対象者 65歳以上の方
 料金 無料
 期日 平成23年12月1日(木)・2日(金)
 場所 大鰐町総合福祉センター
 募集人数 100名
 申込み 11月22日(火)まで



申し込み問合せは 町役場保健福祉課地域包括支援係 ☎48 - 2111内線331・332・333

青森労働局だより

青森県最低賃金改正のお知らせ

1.青森県最低賃金が改正されます。金額等は次のとおりです。

時間額 647円(平成23年10月16日から)

2.青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者と、労働者を一人でも使用している使用者に適用されます。

3.製造業と小売業の一部には、特定(産業別)最低賃金が定められています。

4.詳しくは、青森労働局ホームページ(<http://aomori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>)からもご覧になれます。

必ずチェック最低賃金! 使用者も、労働者も

お問い合わせは 青森労働局基準部賃金室

☎017 - 734 - 4114、FAX017 - 734 - 5821

子ども手当の支給に関する新制度の概要 についてお知らせします

「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」が国会で成立し、平成23年10月分から平成24年3月分までの子ども手当の制度が決まりました。



1. 支給金額について(一人あたりの月額)

区分	平成23年10月～平成24年3月	【参考】平成23年9月まで
3歳未満(一律)	15,000円	13,000円
3歳から小学校終了前(第1子、第2子)	10,000円	13,000円
3歳から小学校終了前(第3子以降)	15,000円	13,000円
中学生(一律)	10,000円	13,000円
支給日	【23年10月～24年1月分】 平成24年2月6日予定 【24年2月、3月分】 平成24年6月6日予定	【23年4月、5月分】 支給済み 【23年6月～9月分】 平成23年10月6日予定

(注)第3子の数え方は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもの中で数えます。

2. 支給要件の変更など

(1)子どもに対して国内居住要件が設けられます。

(留学中の場合などは除きます)

(2)父母が離婚協議中などで別居している場合に、子どもと同居し、養育している父又は母に手当を支給します。

(注)父と母が生計を同じくしていないことが認められ、別居していることが住民基本台帳などで確認できる場合に限りです。

(3)児童養護施設に入所している子どもなどについては、施設の設置者や里親などに手当を支給します。

(注)施設入所している子どもの父母への支給はなくなります。

(4)未成年後見人や父母の指定する者(父母が国外に居住する場合に限る)に対しても、父母と同様の資格(監護、生計同一)で手当を支給します。

3. 申請手続きについて

平成23年10月以降の子ども手当を受給するには、新たな申請が必要となります。

(注)今まで子ども手当を受給していた方も、改めて申請をして認定を受ける必要があります。

その他、詳細な内容や手続きについては、下記にお問い合わせ下さい。

お問い合わせは 保健福祉課児童福祉係 ☎48-2111内線303・30㉿(小川・北山)

青森地方裁判所だより

裁判員制度「まもなく名簿を 発送します！」

裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成されます。

平成24年分の名簿に登録される人数は、全国で約28万6千人です(有権者全体に占める割合は、約365人に1人)。

裁判員候補者名簿記載通知について

平成24年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたこととの通知(名簿記載通知)をお送りします。この通知は、来年2月ころから平成25年2月ころまでの間に裁判所にお越しただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて明らかに辞退が認められる場合等には裁判所にお越し

いただくことのないようにして、裁判員候補者の方々の負担を軽減するためにお送りするものですので、お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申し出ができる時期や期間等に何らの制限を設けていないわけはありません。この調査票で辞退を申し出なかつた場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際にお送りする質問票で辞退を申し出ていただくことも又は裁判の当口(選任手続時)に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員制度にご理解、ご協力をお願いいたします。

詳しくは 青森地方裁判所
刑事訴訟係 ☎017-722
5471

経営健全化計画

【休養施設事業特別会計】

計画と具体的な措置の状況

平成21年度を計画初年度とし、平成23年度までに資金不足比率を経営健全化基準未滿に改善するため、これまでの取組みを継続・強化するとともに、平成22年度においては以下の方策等を行った。その結果、計画額を207,948千円上回る272,001千円の資金不足額の解消が図られました。

1.経費の削減

今後新たな営業赤字を発生させないため、計画どおり平成22年4月からおおに山荘の営業を休止しています。

2.一般会計等からの繰入の確保

平成21年度から23年度までの3年間で、一般会計からの繰入れにより資金不足を解消することとし(繰入予定総額464百万円)、平成22年度においては、計画額を203,000千円上回る287,000千円の繰入れを行いました。

資金不足解消の状況

(単位:千円)

区分	年度	計画初年度の 前年度	H21年度 (計画初年度)	H22年度 (第2年度)	H23年度 (第3年度)
当初計画A			31,751	64,053	230,152
解消実績額B			30,193	272,001	
現在計画C				272,001	23,762
B-A又はC-A			1,558	207,948	206,390
資金不足額		325,956	295,763	23,762	

資金不足比率の状況

(単位:%)

区分	年度	計画初年度の 前年度	H21年度 (計画初年度)	H22年度 (第2年度)		H23年度 (第3年度)
				実績値	計画値	
資金不足 比率		316.1	274.3			

平成22年度比率は、おおに山荘の営業休止により事業規模が0(ゼロ)のため算定されません。

【温泉事業特別会計】

計画と具体的な措置の状況

平成21年度を計画初年度とし、平成24年度までに資金不足比率を経営健全化基準未滿に改善するため、これまでの取組みを継続・強化するとともに、平成22年度においては以下の方策を行った。その結果、計画額を2,892千円上回る70,383千円の資金不足額の解消が図られた。

1.経費の削減

各種補助金等(地域活性化・きめ細かな臨時交付金、原子燃料サイクル事業推進特別対策事業)の活用により、計画的な施設のメンテナンス等を実施し、維持管理費の抑制を図りました。

2.一般会計等からの繰入の確保

平成21年度から24年度までの4年間で、一般会計からの繰入れにより資金不足を解消することとし(繰入予定総額276百万円)、平成22年度においては、計画どおり70,000千円の繰入れを行いました。

資金不足解消の状況

(単位:千円)

区分	年度	計画初年度の 前年度	平成21年度 (計画初年度)	平成22年度 (第2年度)	平成23年度 (第3年度)	平成24年度 (第4年度)
当初計画A			77,105	67,491	64,838	40,398
解消実績額B			77,862	70,383		
現在計画C				70,383	65,439	36,148
B-A又はC-A			757	2,892	601	4,250
資金不足額		249,832	171,970	101,587	36,148	

資金不足比率の状況

(単位:%)

区分	年度	計画初年度の 前年度	H21年度 (計画初年度)	H22年度 (第2年度)		H23年度 (第3年度)	H24年度 (第4年度)
				実績値	計画値		
資金不足 比率		1,441.8	962.2	999.2	823.3	349.2	

財政健全化計画等の実施状況について

総務課だより

大鰐町は、平成20年度決算による健全化判断比率のうち「将来負担比率」が早期健全化基準の350%を超えたことから、財政健全化法の定めによる「財政健全化計画」を平成22年3月に策定しました。

また、休養施設事業特別会計(おおわに山荘)と温泉事

業特別会計の資金不足比率が経営健全化基準の20%を超えたため、両会計の「経営健全化計画」を併せて策定しました。

「財政健全化計画」「経営健全化計画」の平成22年度の実施状況がまとまりましたのでお知らせします。

財政健全化計画

具体的な措置の実施状況

平成21年度を計画初年度とし、平成24年度までに将来負担比率を早期健全化基準未満とするために、これまでの取組みを継続強化するとともに、平成22年度においては以下の方策等を実施しました。実施状況の内容はほぼ計画どおりとなったものの、地方交付税が増額となったことなどから、健全化判断比率は計画を上回って改善されました。

1. 歳入に関する事項

- (1) 家庭ごみ収集の有料化(平成21年4月から家庭ごみ収集の有料化実施)
- (2) 未利用財産の売却(旧保育所用地、旧町営住宅等用地の売却実施)
- (3) 固定資産税の税率改正(平成23年度から計画どおり実施)

2. 歳出に関する事項

- (1) 人件費の削減(採用凍結、給与等独自削減実施)
- (2) スキー場運営管理の見直し(国際エリアのみ町直営で運営)

歳入及び歳出に関する計画の実施状況

(単位:百万円)

年度・効果額 項目	H 21年度 (計画初年度)	H 22年度 (第 2 年度)		H 23年度 (第 3 年度)	平成24年度 (第 4 年度)
	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
町税の歳入確保				48	45
家庭ごみ収集の有料化	10	11	11	11	11
人件費の抑制	80	87	95	69	78
公債費負担の軽減	1	3	3	4	2
施設管理の見直し	12	50	70	50	50
未利用財産の売却	8	5	5		

健全化判断比率の状況

(単位:%)

年度 健全化判断比率	計画初年度の前年度	H 21年度 (計画初年度)	H 22年度 (第 2 年度)		H 23年度 (第 3 年度)	H 24年度 (第 4 年度)
	実績値	実績値	計画値	実績値	計画値	計画値
実質赤字比率	(15.00)	(15.00)	(15.00)	(15.00)		
連結実質赤字比率	15.36 (20.00)	14.02 (20.00)	9.24 (20.00)	(20.00)	5.33	4.09
実質公債費比率	16.8 (25.0)	15.9 (25.0)	15.7 (25.0)	15.4 (25.0)	16.1	16.8
将来負担比率	392.6 (350.0)	367.0 (350.0)	359.0 (350.0)	323.1 (350.0)	367.4	343.0

()内は早期健全化基準

その他財政の早期健全化に必要な事項の措置の実施状況

1. 施設の維持管理体制

(1) おおわに山荘

平成22年4月から営業を休止。処理策の検討中(譲渡、解体撤去等)。

(2) スキー場

計画は平成22年度から新管理体制(指定管理者制度、町負担限度額20百万円)。

平成22年度の営業は、国際エリアのみ(高原エリア営業休止)町直営。結果、経費節減が図られ、入込も順調だったことから黒字決算(一般会計繰出しなし)。

2. 五者協定の見直し等

スキー場関連リゾート施設等の整備を行った大鰐地域総合開発(株)と(財)大鰐町開発公社の債務償還方法等について、現在町と関係金融機関が協議継続中(今後の債務償還方法、大鰐地域総合開発(株)の棚上げ利息等の支払方法等)。平成23年度内に見直し協議を成立させ、両法人の新たな債務処理内容を反映させた「財政健全化計画の変更」予定。

ご存知ですか公的年金制度

年金制度が改正されます！
国民年金保険料の納め忘れがある皆さまへ

平成24年秋(予定)から3年間に限り納付可能期間を10年間に延長します

「国民年金及び企業年金等による高齢期における所得の確保を支援するための国民年金法等の一部を改正する法律(年金確保支援法)が平成23年8月10日に公布されました。

現在未払いの国民年金保険料を遡って納められるのは過去2年分までですが、この制度の施行日()から3年間に限り、過去10年分まで遡って納められるようになります。

平成24年10月1日までの政令で定める日追ってお知らせします)

(注)老齢基礎年金を受給している方などは対象となりません。

3年度以上遡って保険料を

納付する際は、加算金がかかります。

毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌月末日までと定められています。納期限までに納めない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますので、滞納のないようお願いいたします。

平成23年8月10日より第3号被保険者とされた方、新たに新たな年金記録が見つかり、必要な届出がされていないために受け取れなかった老齢基礎年金、障害基礎年金などが受給できるようになる場合があります。

例えば、第3号被保険者専業主婦(主夫)であった人について、後で一時期厚生年金に加入していたことがわかり、第3号被保険者に戻ったときの届出をしていなかった場合などが該当します。



詳しくは
町役場住民生活課
国民年金係
☎48-2111内線327(成田)

詳しい内容が知りたい
お近くの「年金事務所」へ、お越しください。

お電話による相談は、年金ダイヤル☎0570 05165、または☎03 6700 1165(IP電話・PHS用電話)【受付時間】月～金曜日8時30分～17時15分/月曜日(休日明けの初日)8時30分～19時/第2土曜日9時30分～16時

過去に国民年金の未納があるかどうか知りたい

「ねんきんネット」をご利用ください。「ねんきんネット」の利用方法に関するお問い合わせは、「ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル」☎0570 058 555、または☎03 6700 1144(IP電話・PHS用電話)【受付時間】月～金曜日9時～20時/第2土曜日9時～17時

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます。年末調整・確定申告まで大切に保管を、

国民年金保険料は所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が該当します。)

この社会保険料控除を受けるためには支払ったことを証明する書類の添付が義務付けられていますので、平成23年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方に対し、社会保険料(国民年金保険料)控除証明書が本年10月下旬から11月上旬までに日本年金機構から送付されます。

年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書又は領収証書(を添付して下さい)。
なお、10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付された方には、来年の1月下旬に送付されます。

ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、納付されたご本人の社会保険料控除の申告に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付して申告してください。

ださい。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についての照会や、控除証明書のはがきに表示されている年金事務所へお問い合わせください。

年金受給者のみなさんへ扶養親族等申告書は期限までに提出しましょう

老齢や退職を支給事由とする年金は、雑所得として所得税の課税対象とされています。(障害年金・遺族年金は課税されません。)

課税対象となる受給者の方には、毎年11月上旬までに日本年金機構から扶養親族等申告書が送付されますので、12月1日の提出期限までに必ず提出してください。

この申告により、翌年中に受けられる年金にかかる所得税の源泉徴収税額が決まります。もし提出を忘れると各種控除が受けられず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますのでご注意ください。

なお、年金以外に収入がある方は確定申告が必要です。
平成24年分、扶養親族等申告書が送付される方
年齢65歳未満：年金額が108万円以上 年齢65歳以上：年金額が158万円以上



行事予報

11月



天候等による日程の変更にご注意ください。

3日(木)~6日(日)	大鰐町文化祭【美術展】町中央公民館)
19日(土)	第6回アップルフェア in 鰐come・下水道PRイベント(鰐come / 10:00~)
24日(木)	第26回大鰐町社会福祉大会(町総合福祉センター / 9:30~)
27日(日)	大鰐町文化祭【芸能発表会】鰐come / 10:00~)

12月

4日(日)	クリスマスお楽しみ会(出店・遊びのコーナー・工作コーナーなど / 町総合福祉センター / 10:00~13:30)
22日(木)	町立小・中学校終業式
28日(水)	仕事納め

第6回

アップルフェア in 鰐come

開催日 平成23年11月19日(土)
 場所 大鰐町地域交流センター「鰐come」

【催事】

東北町及び大鰐町農産物販売	10:00~
りんご品評会褒賞式	11:00~
芸能発表会(木田俊之ショー他)	11:40~
シャモロック鍋・おにぎり等販売	12:00~
抽選会	14:00~

来場者に抽選で
 プレゼントもあるよ!!



詳しくは アップルフェア in 鰐come実行委員会 ☎48 - 3164(J A つがる弘前大鰐地区営農係)

「下水道PRイベント」開催

下水道への理解を深めていただくためのPRイベントを開催します。

ご来場をお待ちしています

日時	平成23年11月19日(土) 10:00~15:30
場所	鰐come「ITルーム前ロビー」
内容	下水道パネル展示、トイレ器具展示、水洗化相談、アンケート等
詳しくは	町建設課下水道係 ☎48 - 2111(代)



人と家族の会 青森県支部
日時 11月27日(日)13時~15時
場所 弘前市社会福祉センター
弘前市宮園2-8-1

参加費 無料

- ・申し込み不要、直接会場へ
- ・途中参加、途中退席OK
- ・専門職も参加します

お問い合わせは 弘前地域世
話人 中畑年子 ☎・ファック
ス44-495☎(日中不在につき、18
時過ぎにお願い致します)

平成23年度男の介護ビギ ナー応援事業「男性介護 者」のつどい

日時 11月27日(日)13時~15時
場所 弘前市社会福祉センター
弘前市宮園2-8-1

対象 介護を行なっている男性、
または認知症にお悩みの男性。

同日、隣室で通常通りの「つ
どい」も開催しております。

参加費 無料

主催 青森県/公益社団法人
認知症の人と家族の会青森県支
部

青森県が主催する「平成23年
度男の介護ビギナー応援事業」
(弘前市共催)を受託して実施。

お問い合わせは 弘前地域世
話人 ^{あずまや}東谷康生 ☎97-2111
ファックス97-211☎(特別養護老
人ホーム サンアップルホーム内)

ドコモ「エリアメール」運 用開始

大鰐町では、NTTドコモの
提供する災害用緊急速報「エリ
アメール」の運用を9月20日よ
り開始しました。

「エリアメール」は、町内エリ
アにいれば、町内外の方を問わ

ずNTTドコモの携帯電話(一部
機種未対応)を持つすべての人
が、町が提供する災害情報を受信
できます。通信料は無料で、登録
も不要(平成20年10月までの機種
は設定変更が必要)です。

大鰐町では、携帯電話各社が配
信する緊急地震速報等以外の情
報として、避難指示・勧告、土砂災
害警戒、指定河川洪水情報の配信
を想定しています。

詳しくは 町総務課消防防災
係☎48-2111内線12☎(菊池・原子)

自衛官募集案内

【高等工科学校生徒】

資格 平成24年4月1日現在、15
歳以上17歳未満の男子(平成7年
4月2日~平成9年4月1日生
までの間に生まれた者)

受付期間 ・推薦受験/平成23年
11月1日(火)~平成23年12月16
日(金) ・一般受験/平成23年11
月1日(火)~平成24年1月6日
(金)

試験 ・推薦受験/平成24年1月
7日(土)~平成24年1月9日
(月)までの間の指定する1日
・一般受験/平成24年1月14日
(土)

試験場所 ・推薦受験/陸上自衛
隊高等工科学校(神奈川県横須賀
市御幸浜2-1) ・一般受験/千
年交流センター(弘前市大字原ヶ
平五丁目1番地13)予定

処遇等 身分は特別職国家公務
員(生徒)で手当の支給を受けな
がら高等学校教育等を受け、生徒
課程終了時には、高等学校の卒業
資格を取得し、将来は防衛大学校
への進学や、技術分野における陸
上自衛隊の中核要員として勤務
します。

お問い合わせは 〒036-8093
弘前市城東中央3丁目9-19 自
衛隊青森地方協力本部弘前地域
事務所☎27-3871 URL [http://
www.mod.go.jp/pco/aomori/](http://www.mod.go.jp/pco/aomori/) E
メールPlohirosaki@carrot.ocn.
ne.jp

平成24年度東北地区国立 大学法人等職員業務説明 会

プログラム ・国立大学法人等職
員の業務内容についての全体説
明 ・各国立大学法人等による個
別説明会

日時 11月12日(土)10時から16
時(参加予約不要)

場所 東北大学百周年記念会館
川内萩ホール 宮城県仙台市青
葉区川内40

詳しくは 東北地区国立大学
法人等職員採用試験事務室
☎022-217-5676 Eメール
shiken@bureau.tohoku.ac.jp

平成23年度排水設備工事 配管工認定講習の実施案内

青森県下水道協会による「平成
23年度排水設備工事配管工認定
講習」が実施されます。

配管工認定講習(弘前会場)
日時 平成24年1月19日(木)10:
30から

場所 青森県武道館(弘前市大字
豊田2丁目3)

講習申込期間 受付期間は平
成23年11月17日(木)~12月6日
(火)(土・日・祝を除く) 申込書
の配布は11月17日(木)から

手続き先・問い合わせは(申込
書配布・受付場所) 町役場建設
課 下水道係☎48-2111内線447
(野呂)

INFORMATION

おしらせ

「とっておきの津軽大賞 コンテスト」作品展示会 開催のおしらせ

津軽広域連合では、「とっておきの津軽大賞コンテスト」の入賞作品展示会を開催いたします。「ふるさと津軽」の自然・景色・祭りなどを題材とした、秀逸な作品が目白押しとなっておりますので、皆様是非ご覧ください。

開催場所 弘前市立百石町展示館 2階 第2展示室

開催日時 平成23年12月9日(金)から平成23年12月12日(月)まで

開催時間 午前9時から午後5時まで

展示作品 写真部門及び川柳部門、共に平成20年度から平成22年度までの入賞作品計66作品

詳しくは 津軽広域連合「とっておきの津軽大賞コンテスト」作品展示会係 〒036-1939 弘前市大字賀田一丁目1番地1 ☎82-1201 ホームページ <http://tsugarukoiki.jp/>

学校と家庭の連携による 教育活動フォーラム(町連Pスクール)開催のご案内

趣旨 子どもたちの健やかな成長には、学校・家庭・地域がそれぞれの役割を認識し、お互いが連携

協力することが重要です。このフォーラムでは、学校の教育機能を一層充実させるため、子どもと携帯・ネットに関する問題を中心に考えます。

主催 青森県教育委員会(主管 中南教育事務所)

共催 大鰐町教育委員会、大鰐町連合PTA(町連Pの主管は、長峰小学校PTA)

期日 平成23年11月26(土)

会場 大鰐町地域交流センター 鰐come 多目的ホールあじやら

参加対象 大鰐町連合PTA会員、地域住民

日程 受付13:00 開会13:30

講演13:45 閉会15:15

講演 演題「携帯電話を巡るトラブルとその防止策」～携帯電話を敵にしないために～ 講師

五所川原市立五所川原第三中学校 教頭 山谷光寛氏

参加申込 申込締切11月17日(木) 一般町民の方で、参加申込、お問い合わせは、町連Pスクール事務局(長峰小学校)へ直接お申し込みください。

詳しくは 町連Pスクール事務局(長峰小学校) ☎48-2044

調停相談を開設

とき 12月2日(金)午前10時～午後4時

ところ 弘前市立観光館1階「多目的ホール」 弘前市下白銀町2-1 ☎37-5501

内容 金銭関係(過払い金含む)・土地建物・公害・家庭の問題、交通事故等でお困りの方に対し、調停委員がご相談に応じます。

主催 日本調停協会連合会

後援 最高裁判所

開催協会 弘前調停協会

料金 無料

申込み 当日、直接会場へ(事前予約は不要です)

詳しくは 弘前調停協会(青森地方・家庭裁判所弘前支部内)

☎32-4321内線212

司法書士に相談してください！ 相続・労働・成年後見・借金問題のこと

相続・労働トラブル・成年後見・借金問題について司法書士が無料で相談に応じます。

下記場所にて面談での相談に応じますので、お気軽にお尋ね下さい。

日時 平成23年11月26日(土)午前10時から午後4時まで

場所 アウガ 青森市男女共同参画プラザ 5階研修室

〒030-0801 青森市新町1丁目3番7号 ☎017-776-8800

主催 青森県司法書士会

共催 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート青森支部・青森県青年司法書士会

なお、相談は無料ですが具体的な手続が必要になる場合には、別途費用がかかりますので相談員にご確認下さい。また、上記日時以外でも青森県司法書士会総合相談センター(☎0120-940-230)へご連絡いただけると、相談(有料)のご案内やご相談内容に応じたお近くの司法書士の紹介を行っております。

詳しくは 青森県司法書士会 青森市長島3-5-16 ☎017-776-8398

認知症の人を抱える家族のつどいin弘前

主催 公益社団法人 認知症の

11月は、固定資産税(土地・家屋・償却資産)都市計画税の4期、国民健康保険税5期の納期です。

